

## ケアマネージャー法改正他質問事項の回答について

各務原市介護保険課

### 【Q1】

訪問介護、福祉用具、通所など利用割合を発信することになっています。これはどのような場面で想定しているかを聞きたい。担当者会議内でやられるケアマネージャーさんもいらっしゃると思いますが、本来は契約時を想定されているものでしょうか？運用面について教えてください。

### 【A1】

令和3年4月以前に契約を結んでいる利用者については、次のケアプラン時に説明を行うことが望ましい。

令和3年4月中に新たに契約を結ぶ利用者等において、当該割合の集計や出力の対応が難しい場合においては、5月以降のモニタリング等の際に説明を行うことで差し支えない。

別添1：令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3)(令和3年3月26日) 問111、112 参照

### 【Q2】

押印廃止が出来る書類はどの範囲までか知りたいです。介護事業における契約書の押印の省略は可能ですか？

### 【A2】

特段の定めがある場合を除き、契約に当たり、押印をしなくても、契約の効力に影響は生じない。ただし、成立の真正を証明する手段を確保するために様々な立証手段を確保しておき、利用することが考えられる。

別添2：押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府）問1、6 参照

### 【Q3】

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、訪問介護等の利用割合等を公表することについて、R3.3.26付Q&A (vol3) 問111、112に回答があるが、理解いただき署名を得るのは、契約時等の1回のみでよいと解釈してよいのか？

### 【A3】

説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとする一（略）。

別添1：令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3)(令和3年3月26日) 112 参照

**【Q4】**

計画書1と利用票に押印の必要がなくなりましたが、毎月のモニタリング訪問時に当事業所は、計画書の短期目標の期間は、計画書1に、初回は署名捺印、次月からは、毎月、訪問時と押印をしてもらっていたのですが、改正後は、押印が必要なくなるので、支援経過に記入のみでいいのでしょうか？

**【A4】**

利用者への説明は丁寧にしっかりと行ったうえで、支援経過に記入するなどして記録・保存してください。

別添2：押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府）問6 参照

以上